

回 覧 令和3年10月15日(三股町) 代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈重 要〉	1	◆町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援金のお知らせ
	2	◆三股町交流拠点施設整備事業基本計画(案)に対するご意見を募集します
〈お知らせ〉		◆10月31日(日)は第49回衆議院議員総選挙の投票日です
	3	◆長田峡ライトアップを開催します ◆「令和3年度三股町表彰式」を実施します
	4	◆「三股町文化祭」を開催します ◆「みまた㊦霧島パノラマまらそん」は開催を1年延期します ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	5	◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください
	6	◆災害に備えて準備をしましょう
	7	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 ※どちらの番号でも同じ内容です。

【利用上の注意】

- ㊦ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ㊦ 放送内容を当日のみ確認できます。
- ㊦ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈保健と福祉〉 (子ども)	8	◆令和4年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります
〈保健と福祉〉 (一般)	9	◆大腸と肺のがん検診を受けられる機会が残りわずかです！
〈農林畜産業関連〉		◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	10	◆11月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
〈相 談〉	11	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	12	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援金のお知らせ

今年8月から9月の県独自の緊急事態宣言による影響を受け、売上高が減少した中小企業者などに対し、町独自の支援金を給付します。詳細は、町公式サイトをご確認ください。

■支援金の概要 =

●支援金の交付対象者

次に掲げる要件をいずれも満たす人としてします。

- ①町内に事業所を有する中小企業者、町内に事業所または住民登録のある個人事業主
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、8月または9月の売上高が前年または前々年同月に比べ、20%以上減少していること。
- ③前年または前々年の年間売上高が、80万円以上であること。

※「営業時間短縮要請に係る協力金を受給した飲食店」および「三股町・都城市の飲食店関連事業者等支援金を受給した事業者」は除きます。

※県が実施する「飲食関連事業者等支援金」および「県内事業者緊急支援金」の受給者の申請は可能です。

●支援金の額

10万円



■支援金の交付申請 =

●申請受付期間

10月11日(月)～12月10日(金)

受付方法：町商工会にて、郵送で受け付けます。

●申請手続き

支援金の交付を受けようとする場合は、交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ①令和元年または令和2年の年間売上高などが80万円以上であることが確認できる確定申告書の写しなど
- ②8月または9月の売上高などが、前年同月または前々年同月のいずれかの売上高などと比較して20%以上減少していることが分かる帳簿などの写し。ただし、創業間もないなどの理由により上記の比較ができない場合は、8月または9月の売上高などと、創業後のいずれかひと月の売上高などが20%以上減少していることが分かる帳簿などの写し
- ③営業の実態が確認できる書類(直近の確定申告書の写し、税務署提出の開業届の写しなど)
- ④法人の場合は、法人の登記事項証明書の写し
- ⑤誓約書
- ⑥滞納のない証明書
- ⑦中小企業者等支援金交付請求書
- ⑧振込口座が確認できる書類(通帳の写しなど)

★お問い合わせは、

町商工会

☎:52-2226 お願いします。



町公式サイトは
こちらから

◆三股町交流拠点施設整備事業基本計画(案)に対するご意見を募集します

本町では、五本松団地跡地を活用した新たな交流の拠点づくりを目指し、検討を進めています。本年度は、ワークショップやヒアリング調査を踏まえ、検討委員会や審議会などに幅広いご意見をいただきながら、「三股町交流拠点施設整備事業基本計画(案)」を取りまとめました。

ついては、10月18日(月)～11月5日(金)の期間、本計画のパブリックコメントを実施します。**計画書案は町公式サイトもしくは下表の場所で確認することができます。**町民の皆さまからのご意見などをお聞かせください。

■公表場所＝

町役場 玄関ロビー	土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時
町役場 企画商工課	土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時
町立図書館	図書館の開館時間のとおり

■応募方法＝

意見等提出書	町公式サイトからダウンロードまたは公表場所に設置
提出方法	①企画商工課へ直接提出または郵送 ②FAX(☎52-4944) ③メール(suisin-k@town.mimata.lg.jp) ④公表場所に設置している回収ボックスへ投函

■基本計画の基本的な考え方＝

テーマ	健康と交流と賑わいの拠点づくり
スローガン	町民とともに考え、町民とともに進める
ターゲット	町民の暮らし
コンセプト	五感に優しい、居心地の良い まちのたまり場
導入する機能	①「学び機能」 ②「子ども子育て機能」 ③「健康づくり機能」 ④「買い物と食の機能」

★お問い合わせは、
企画商工課 五本松交流拠点施設推進室
☎52-1120(直通)をお願いします。

お知らせ

◆10月31日(日)は第49回衆議院議員総選挙の投票日です

第49回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の日程を次のとおりお知らせします。

■投票日・場所＝

投票日	10月31日(日) 午前7時～午後6時
場所	投票所はお住いの地区によって異なります。 詳しくは、お手元に届く入場券で確認してください。

投票日に、仕事などの用事で投票ができない人は、下記の期間に期日前投票(不在者投票)をすることができます。

■期日前投票の場所＝

場所	日時
町立文化会館 エントランスホール	10月20日(水)～30日(土) 午前8時30分～午後8時(土・日も含む)
第6地区分館(出張所)	10月27日(水) 午後3時～7時45分
町西部地区体育館(出張所)	10月28日(木) 午前10時～午後7時45分

※町役場では期日前投票ができません。ご注意ください。

■投票できる人＝

年齢満18歳以上の日本国民で、欠格条項に該当しない人

■次のいずれかに該当する場合は、郵便で投票することができます＝

- ①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人(一定の条件があります)
- ②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人
- ③特定患者など(新型コロナウイルス感染症患者など)

※郵便で不在者投票をする場合の手続きに関しては、事前にご相談ください。

★お問い合わせは、
町選挙管理委員会 ☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆長田峡ライトアップを開催します

今年も紅葉シーズンにあわせて、地元「長田峡きらめき隊」主催で公園内のモミジや滝をライトアップします。モミジと峡谷美の昼間と夜間の違いをぜひご覧ください。

今年は新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からイベントは開催されません。散策の際は、マスク着用、密集・密接の回避にご配慮いただき、どうぞゆったりとお楽しみください。

■日程 = 11月1日(月)～11月30日(火)

■点灯時間 = 午後5時～8時 ※荒天などで予告なしに中止する場合があります。

■場所 = 長田峡公園(三股町大字長田6580-1)
※自然公園のため、特に雨天後は滑りやすく歩きづらい場所もあります。
運動靴などでお越しください。

■主催 = 長田峡きらめき隊 代表 尾山卓(おやま たかし)
※長田峡きらめき隊:長田峡公園の清掃、整備活動など、長田峡を中心とした地域活性化を目的に平成31年3月に発足。構成員は、地元の壮年クラブ、さんさんクラブなど30人

■共催 = 三股町、宮崎をひかりで変える委員会
※宮崎をひかりで変える委員会:県建築士会などで構成する組織

■協力 = “いきいき集落”長田、長田壮年クラブ

★お問い合わせは、
都市整備課(2階 ③番窓口)
☎:52-9067 をお願いします。
詳細は、町公式サイトなどで決まり次第案内します。

◆「令和3年度三股町表彰式」を実施します

町では毎年、町政の振興や町民の福祉増進、産業の進展などに功労のあった人、町民の模範と認められる活動をした人などを表彰しています。

本年度は、新型コロナウイルスの感染対策を講じたうえで実施する予定です。

<表彰の種類>

功 労 賞 … 町政の振興、産業の進展などに功労のあった人・団体
文 化 賞 … 町の文化向上発展に寄与し、その功績が顕著な個人・団体
善 行 賞 … 町民の模範となる活動をした人・団体 など

※同日は、社会福祉の増進に功績のあった個人や団体に対する
「社会福祉功労者等表彰」も行います。

■日時 = 11月3日(水・文化の日)
午前10時～正午(予定)
※午前9時30分 受付開始

■場所 = 町立文化会館



★お問い合わせは、
総務課 秘書広報係(2階 ①番窓口)
☎:52-1113(直通) をお願いします。

◆「三股町文化祭」を開催します

毎年、多くの個人・団体が出展する「三股町文化祭」を、感染症対策を行いながら今年も次のとおり実施します。

絵画・書・木工・陶芸など、各分野の芸術作品が一堂に展示されます。また、三股町ふるさとまつりが延期されたため、本年度は「みまた  はあとな絵」コンクール受賞作品も展示されます。ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

【日時】＝11月13日(土)午前9時～午後5時

14日(日)午前9時～午後4時

【場所】＝町武道体育館

感染症対策のため「三密」の防止が困難な場合、入場制限を行う場合があります。

★お問い合わせは、
教育課文化振興係(三股町立文化会館)
☎:51-3462 をお願いします。

◆「みまた 霧島パノラマまらそん」は開催を1年延期します

令和4年1月23日(日)に開催を予定していた『第6回みまたん霧島パノラマまらそん』は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、参加されるすべての関係者の安全を第一に検討を重ねた結果、昨年度に引き続き、開催をさらに1年延期することとなりました。

当大会への参加・応援を楽しみにされていた皆さまには誠に申し訳ありませんが、ご理解くださいますよう心よりお願いします。

★お問い合わせは、
みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局
(教育課 スポーツ振興係内)
☎:52-9312(直通) FAX:52-9724 をお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。ただし、ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合もあります。ご了承ください。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

9月24日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業(ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の方へ

内 職 委 託 の 際 に も 、 ぜ ひ 当 セ ン タ ー を ご 利 用 く だ さ い ！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)		
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内	
T E L / F A X	0986-25-0300	
受 付 日	月～金曜(土、日、祝日は休みです)	
受 付 時 間	午前9時～午後5時	

より詳しい情報は で

◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

※注 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する人の補助制度です。
下水道への接続工事に対する補助ではありません。

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

■補助金額＝

人槽区分	【くみ取りまたは 単独処理浄化槽からの改築の場合】
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	54万8,000円

※新築に対する補助
はありません

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(ただし上限9万円)する制度を設けています。また、宅内配管工事部分についても補助(ただし上限10万円)を行います。

■補助を受けるためには＝

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をしてから、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付を受けることができません。交付決定前に職員が現場確認を行います。また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助の対象＝

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設のくみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■補助の要件＝

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
(世帯用の「滞納のない証明」を添付してください)
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。

※浄化槽補助金の詳細は町公式サイトにも記載してあります。



町公式サイトは
こちらから



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通) お願いします。

◆災害に備えて準備をしましょう

大雨や台風などの災害リスクが高まる季節となりました。次の事項を確認し、普段から災害に備えて準備をしておきましょう。

■情報を確認する ＝

- ・自分の居住地区の避難所や避難ルート、または居住地区が災害警戒区域に入っているかどうかなどをあらかじめハザードマップで確認しておきましょう。
- ・ハザードマップは町役場2階の総務課で無料配布を行っているほか、町公式サイトからも確認できます。
- ・テレビやラジオ、インターネットなどを活用し、情報の収集に努めましょう。また、「三股町防災ポータル」や「三股町防災アプリ」では避難情報の発令状況や、避難所の開設状況などが確認できます。



三股町防災ポータルサイト



三股町防災アプリ（iOS）



三股町防災アプリ（android）

■「避難」とは「難」を「避」けること ＝

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

避難をする場合は、指定避難所だけではなく、安全な、親せき・知人宅やホテルなどに避難することも選択肢に加えましょう。

■非常持ち出し品の準備 ＝

避難をする場合に備えて、普段から非常持ち出し品を準備しておきましょう。持ち出し品は家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目に付きやすいところに置いて災害に備えましょう。

<非常持ち出し品の例>

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品 など
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、その他の重要書類 など
衣類等	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着 など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴、おくすり手帳 など
日用品	マスク、消毒液、手袋、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシ など

あると便利なもの	ウェットティッシュ、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具、ハザードマップ など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー、緊急時の家族・親せきの連絡先など

■避難情報の発令基準について ＝

5月20日から、避難情報の発令基準が次のように変わりました。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

「避難勧告」が廃止され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」が発令されるようになりました。**危険な場所にいる人は、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら全員避難を開始してください。**

高齢の人や障害のある人、妊婦の人や乳幼児のいる家庭など、避難に時間がかかると思われる人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)
☎:52-1110(直通) お願いします。



◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)
☎:52-1110(直通) お願いします。

◆令和4年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります

入園希望者は、新規・継続にかかわらず各園へ早めにお問い合わせください。
また、退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。
申し込みは、次の要領で行ってください。

■申込書等配布日・場所＝

配布日：11月1日(月)から配布します。
場 所：入園希望の保育園・認定こども園・幼稚園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類は、必ず希望する園で
受け取ってください。

■受付期間・提出先＝

受付期間：11月1日(月)～12月17日(金)（幼稚園型認定こども園）
11月19日(金)～12月17日(金)（保育園、保育園型・幼保連携
型認定こども園）

提出先：第1希望の園・継続利用する園

<注意点>

- 受付期間以降も受け付けますが、期間内に必要書類を提出した人を優先
します。
- 1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。
- 1号と2号の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。
- 定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。
- 2号・3号認定は、町外の保育園・認定こども園への入園には
制限があります。
- 年度途中で他の保育園・認定こども園への転園は認められ
ません。



■提出書類＝

【新規入園者】

- 支給認定申請書兼入園申込書(児童1人につき1部)
- 就労証明書(2号・3号認定を申請する人)
- ※マイナンバーの提示が必要です(「マイナンバーについて」を参照)。

【継続利用者】

- 現況届(児童1人につき1部)
- 就労証明書(2号・3号認定を申請する人)

■マイナンバーについて(新規入園者のみ)＝

入園申込書に世帯全員(同居家族含む)のマイナンバーの記入が必要です。
また、申込書提出時には、確認のため、世帯全員の個人番号カード、または
通知カードと保護者の顔写真付き証明書をお持ちください。

■認定区分について＝

認定区分	年 齢	保育の 必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園

(令和4年4月1日時点の年齢)

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通) までお願いします。

◆大腸と肺のがん検診を受けられる機会が残りわずかです！

がんによる死亡原因の中で、男性は肺がん、女性は大腸がんが上位に位置しています。早期発見・早期治療のため、受診し忘れていた人はこの機会に検診を受けましょう。

対象者には、6月頃に受診票、採便容器が送られています。

	大腸がん		肺がん
対 象 者	40歳以上の町民 (昭和57年4月1日以前に生まれた人)		
検診内容	・便潜血検査 (採便容器を使って2日間にわけて便をとり、提出します。)		・胸部のレントゲン撮影 ・痰の検査 (条件に該当する人のみ)
個人負担 料金	500円 (※)		無 料
日 程	10月31日(日)	11月14日(日)	11月21日(日)
場 所	町健康管理センター	総合福祉センター (元気の杜)広場	町健康管理センター
受付時間	午前8時45分～10時30分		
そ の 他	☆受診票、採便容器を必ず持ってきてください。 紛失した場合や同封されていない場合は、再発行ができますので、事前にご連絡ください。 ☆大腸がん検診、肺がん検診を既に受けた人や、職場で受ける人、個人で定期的に検査をしている人は、改めて受ける必要はありません。		

(※)①または②に当てはまる人は料金が免除になります。

①生活保護世帯の人 = 福祉課 社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。

②75歳以上の人 = 保険証を検診当日にお持ちください。

★お問い合わせは、
町健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

アフリカ豚熱(ASF)の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なものとなります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



◆11月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■11月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：11月10日(水)・11月24日(水) 《午後1時30分～3時》 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が 違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り 除いて持ち込んでください。 ※分別は、右のページの表を確認してください。
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。
不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。
また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。	
①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉	
種 類	注 意 点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。
②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉	
種 類	注 意 点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。
③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉	
種 類	注 意 点
① 農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通) お願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	11月1日(月)	11月15日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	11月4日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まきはる くわはた みよこ 大隣 雅春、 桑畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、
・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 11月26日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～午後4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、
マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	11月17日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

